

## 杉並区グリーンスローモビリティ運行に係る 移動円滑化基準適用除外について

荻窪駅南側地域におけるグリーンスローモビリティ運行で導入する車両について、移動円滑化基準第43条の規定に基づき適用除外認定を受けるため、杉並区地域公共交通活性化協議会の合意を求めます。

### 1 移動円滑化適用基準適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、原則として、車両の新規導入の際には移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下「移動円滑化基準」という。）に適した車両（車いす対応等）導入を義務付けています。

しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、協議を調べ地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

### 2 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

第37条第2項第1号：乗降口の有効幅

第37条第2項第2号：乗降口のスロープ

第39条：車いすスペース

第40条第1項：通路の幅

第40条第2項：通路の手すりの間隔

第41条：運行情報提供設備等

### 3 適用除外認定を受ける車両

荻窪駅南側地域におけるグリーンスローモビリティ運行に係る車両

車名 ・型式	(ア)タジマモーターコーポレーション 型式 不明 T A J I M A N A O - 6 J	(イ)ヤマハ発動機 型式 試作 A R - 0 7
使用車両 (イメージ)		
全長/全幅/全高	(ア) 4,050 mm/1,500 mm/2,300 mm	(イ) 3,960 mm/1,355 mm/1,840 mm

<p>定員</p>	<p>(ア) 8名 (運転手を含む)</p>	<p>(イ) 6名 (運転手を含む)</p>
<p>車両を使用する 運行区域</p>	 <p>※荻窪地域区民センターへは令和8年度以降に運行予定。</p>	
<p>使用者</p>	<p>住所 : 杉並区清水3丁目16番10号              事業社: キャピタルモータース株式会社 ※区から無償貸与</p>	
<p>認定を必要とする理由</p>	<p>当該路線は住宅地などの狭い道路が多く、バス車両による運行が困難であることを考慮し、中程度の輸送規模で小回りの利く車両(8人乗り)による運行を想定しています。</p>	
<p>車いす利用者への対応</p>	<p>介護タクシーや福祉タクシー等の利用を案内します。</p>	